

持分会社の有限責任社員の責任をめぐって

杉 田 貴 洋

- 一 はじめに
- 二 持分会社の社員の責任
 1. 会社法・平成一七年改正前商法の定め
 2. 持分会社社員の責任
 3. 平成一七年改正前商法から会社法へ
 4. 合資会社の有限責任社員の責任の直接責任性
- 三 結語

一 はじめに

持分会社（会社法五七五条一項）のうち、合資会社と合同会社には有限責任社員が存在する。合資会社は無制限責任社員と有限責任社員とが存在する持分会社であり、合同会社は有限責任社員のみからなる持分会社である

(五七六条三項・四項、六三八条、六三九条)。持分会社の社員の責任について定める会社法五八〇条一項は、「当該持分会社の財産をもつてその債務を完済することができない」などの場合に、「社員は、……連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う」と定める。次いで、同条二項は、「有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う」と定める。一項は、連帯責任性と直接責任性とを定め、「社員は、……持分会社の債務を弁済する責任を負う」と定めるのであるから、持分会社の社員一般の責任について定めるものである。二項は、有限責任社員の責任について「出資の価額」を限度とする責任であることを定めるものであるが、「有限責任社員は、……持分会社の債務を弁済する責任を負う」と定めるから、ここでも、有限責任社員の責任が会社債権者に対する直接責任であること⁽¹⁾について念を押すような規定振りとなっている。二項をこのような規定振りとしたことには何か意味が込められているであろうか。一項が持分会社の社員一般の責任について規定するものだとすれば、持分会社の有限責任社員の責任が「出資の価額」を限度とする特別な責任であることを示すには、二項を、たとえば、「有限責任社員の前項の責任は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度とする」のような定めとすることも考えられるところである。持分会社の有限責任社員の責任について定める会社法五八〇条二項の規定振りの背景を探るのが本稿の目的である。⁽²⁾

二 持分会社の社員の責任

1. 会社法・平成一七年改正前商法の定め

会社法第三編「持分会社」第二章「社員」の冒頭の規定である会社法五八〇条は以下のように定める。会社法

の立案担当者は、持分会社の社員の責任の規定は、平成一七年改正前商法の対応規定と「同様である」⁽³⁾とする。ここでは、会社法五八〇条と並べて、改正前商法の合名会社の社員の責任の規定（商法第二編「会社」第二章「合名会社」第八〇条）および合資会社の有限責任社員の責任の規定（同編第三章「合資会社」第一五七条一項）も掲げる。⁽⁴⁾

会社法

（社員の責任）

第五八〇条① 社員は、次に掲げる場合には、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

一 当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合

二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする資力が
あり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）

② 有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

平成一七年改正前商法

第八〇条① 会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルトキハ各社員連帯シテ其ノ弁済ノ責ニ任ズ

② 会社財産ニ対スル強制執行ガ其ノ効ヲ奏セザルトキ亦前項ニ同ジ

③ 前項ノ規定ハ社員ガ会社ニ弁済ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコトヲ証明シタルトキハ之ヲ適用セズ

第一五七条① 有限責任社員ハ其ノ出資ノ価額ヲ限度トシテ会社ノ債務ヲ弁済スル責ニ任ズ但シ既ニ会社ニ対シ履行ヲ為シタル出資ノ価額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ（②は省略）

2. 持分会社社員の責任

会社債権者から持分会社社員に対する責任追及の要件については、会社法五八〇条一項各号が定める。一号の要件は、会社の財産をもってその債務を完済することができない場合である。債務を完済することができない場合は、当該持分会社が債務超過であることを意味し、債務超過の立証責任は会社債権者側にある。⁽⁵⁾ この場合の会社財産の評価方法については、継続企業を前提に考える営業価額説と清算価額説との間に争いがあるが、営業価額説が多数説とされる。⁽⁶⁾ 二号の強制執行の不奏功の要件も、その立証責任は会社債権者側にある。

社員の責任の内容は、会社債務を弁済することである。ここで会社債務とは、会社の積極財産をもって弁済されるべき債務のことで、積極財産をもって弁済される債務にあたらぬ会社の不作為または不作為の債務は含まれない。⁽⁷⁾ ただし、そのような債務が、会社の不履行によって損害賠償請求権などに転化した場合には、社員の責任の対象となる。社員の責任は、会社の債務に付従し、各社員相互間に連帯関係が存在することとなるが、社員と会社との間には存しない。⁽⁸⁾

合名会社の社員と合資会社の無限責任社員の責任は、無限責任であって、自己の全財産をもって負うべき責任である。合資会社の有限責任社員の責任は、責任が出資価額（会社法五七六条一項六号）に限定される有限責任である。合資会社の有限責任社員は、合同会社の社員（後述）と異なり、社員となるにあたって全額出資義務を負わないから、未履行の出資額（その登記につき、会社法九一三条七号後段）について直接責任を負う。持分会社は利益の配当により有限責任社員に対して交付した金銭等の帳簿価額が当該利益の配当をする日における利益額を超える場合の当該有限責任社員の責任については特別の定めがある（会社法六二三条）。合同会社では、合同会社の社員になろうとする者は、合同会社の設立の登記をする時まで、その出資に係る金銭の全額を払い込み、またはその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならぬ（会社法五七八条〔全額払込主義〕）から、

合同会社の社員が会社債権者に直接責任を負うことは、原則としてない。⁽⁹⁾ 合同会社の社員の責任は、間接有限責任と説明される。⁽¹⁰⁾

有限責任社員の責任を、出資価額を限度とすることについて、理論上は内部関係である出資と外部関係に属する責任とは別個の観念であって、出資額が直ちに責任額たるべき理由はないが、有限責任社員は、いかなる関係においても、出資額以上の危険を負担しないものとする⁽¹¹⁾ことが、有限責任社員を構成員とする持分会社の実情に適するから、法的に出資価額をもって責任の限度としたと説明される。

3. 平成一七年改正前商法から会社法へ

右のように、平成一七年改正前商法（以下、「改正前商法」とすることがある）では、八〇条一項が合名会社の社員の責任について定め、合資会社の無限責任社員の責任については、一四七条が「合資会社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外合名会社ニ関スル規定ヲ準用ス」と定めることから、合資会社の無限責任社員の責任にも八〇条等が準用され、合名会社の社員の責任と全く同じとされていた。⁽¹²⁾

合資会社の有限責任社員の責任については、改正前商法一五七条が、会社債権者に対する直接責任かつ「出資ノ価額」を限度とする有限責任であることを定めていた。この一五七条に当たる規定は、昭和一三年改正で新設されたもの⁽¹³⁾で、それ以前には、本条に相当する規定がなく、有限責任社員の責任が、会社債権者に対する直接責任か、間接責任に止まるかについて議論があった（後述）。昭和一三年改正で、改正前商法一五七条に相当する規定が新設されたことで、直接責任であることが明文で示されることとなった。そして、有限責任社員の責任は、「責任が出資額に限定されている点を除いて、すべて無限責任社員と同一である⁽¹⁴⁾」と説明されていた。⁽¹⁵⁾

会社法立案担当者は、持分会社の社員の責任の規定は、改正前と「同様」としているから、規律の実質におい

て変更はないのであろう。改正前商法では、八〇条と一五七条一項とに分けて規定されていたものが、会社法では、五八〇条にまとめられ、一項が持分会社社員責任を定め、二項が持分会社の有限責任社員責任を定めるものとされた。持分会社の社員責任については、会社法五八〇条一項の規定は、「持分会社の無限責任社員及び有限責任社員に等しく適用されるというのが建前であり、……社員の責任追及の要件、及び社員の責任の内容……も、無限責任社員及び有限責任社員の責任につき、等しくあてはまる⁽¹⁶⁾」と説明される。こうした説明は、改正前の、有限責任社員の責任は、「責任が出資額に限定されている点を除いて、すべて無限責任社員と同一である」との説明と符合する。

ただ、これが同じ会社法五八〇条にまとめられたことから、有限責任社員の直接責任性が、一項と二項とで重複して規定されたようなかたちになっている。直接責任と間接責任の区別については、一般に、次のように説明される。すなわち、社員が会社債務について直接会社債権者に対して弁済責任を負う場合が直接責任であり、これに対して、間接責任は、社員は直接会社債務については何らの義務を負わず、単に会社に対して出資義務を負うに止まる場合であるとそれぞれ説明される⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。繰り返しになるが、改正前商法では、合名会社の社員の責任と合資会社の有限責任社員の責任とが別々に規定されていたのに対して、会社法では、五八〇条一項が持分会社社員一般に共通して適用される規定とされ、二項は、有限責任社員の責任について、「持分会社の債務を弁済する責任を負う」と定めるから、有限責任社員の直接責任性が重複して定められるかたちになっている。そして、現に、有限責任社員の直接責任性の根拠として、一項を挙げて説明するものと、二項を挙げる説明とが見受けられる。推測するに、有限責任社員の直接責任性の根拠を一項に求める説明は、二項は専ら有限責任性を定めるものとして捉えるものであろう。もつとも、いずれの説明を採用しても、結論に差異を生ずるものではない。

会社法における規定振りがこのようなものとなったことについては、次のような二つの可能性が考えられる。

第一には、会社法五八〇条一項は、改正前商法八〇条を、持分会社の社員一般の責任に引き直すかたちで改めたものであり、他方、五八〇条二項は、改正前商法一五七条を引き継いだものであって、結果的に、直接責任性が重複して定められるかたちになっているが、制定当時、そのことに自覚的でなかったというものである。第二には、意図して、このように定めたとするものである。後者の場合、何を意図して、このようなかたちとしたかは筆者には今のところ不明であるが、何らかの意図があつてこうした規定振りを採用したとすることも考えられなくはない。

4. 合資会社の有限責任社員の責任の直接責任性

平成一七年改正前商法一五七条に当たると規定は、昭和一三年改正前までは存在せず、昭和一三年改正前当時は、有限責任社員の責任が、会社債権者に対する直接責任か、間接責任に止まるかについて議論があつた。⁽¹⁹⁾ 当時の判例(大判大正五年四月七日・民録二二輯六四七頁)も、「合資会社ノ……各無限責任社員ノ責任ハ会社債権者ニ対シ連帯無限ニシテ合名会社ノ各社員ト異ナルコトナキモ各有限責任社員ノ責任ハ全ク之ト異リ直接会社債権者ニ対シテ之ヲ負担スルニ非スシテ単ニ会社ニ対シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ負担スルニ過キス兩者責任ノ性質上區別ノ存スル所ハ実ニ此点ニ在リ」と述べて、有限責任社員の責任の直接責任性を否定していた。

しかし、前述のように、昭和一三年改正商法は、有限責任社員の責任の直接責任性を明定した。これは、平成一七年改正前商法八〇条にあたる当時(昭和一三年改正前)の規定は、有限責任社員の責任にも妥当すべきものであること、当時の破産法の規定が直接責任を前提とした規定であつたことなどが、同改正の理由と説明される。⁽²⁰⁾ 平成一七年改正前商法一五七条は、このような経緯で置かれた規定であつたから、改正前商法八〇条と別に、有限責任社員の責任の直接責任性を定めることには意味があつたと考えられる。しかし、会社法では、同じ五八〇

東京高裁は、「組合員がその固有財産をもって組合の債務を負担することを定めたものではなく、組合員となるべき者は、……〔原則として〕当該組合の債務を自己の固有財産をもって弁済する責任を負わず、組合財産のみを引当てとしてその責任を負うことを定めたものと解するのが合理的」と述べて、右の主張を退けた。筆者は、この決定の評釈で、会社法五八〇条二項において、同規定を持分会社の有限責任社員の直接責任性の根拠とみる理解が、この事件の当事者の主張にも、裁判所の説示にも、影響した可能性があると考え、検討した⁽²⁾。ただ、会社と異なり、組合自体に法人人格がないことを考慮すると、なお考えなければならない問題があったようにも思われる。今後さらに検討したい。

(1) 鈴木千佳子『入門講義会社法・第三版』（慶應義塾大学出版会、令和五年）二九頁は、合同会社の社員は会社成立前に出資履行を求められる（会社法五七八条）から、成立後に会社債権者から責任追及されることはないとして、合同会社の社員の責任を「間接責任」と説明される。

(2) 会社法五八〇条二項は、合資会社の有限責任社員の責任と合同会社の社員の責任を同じ条項のなかで規定している。本文の疑問とは異なるが、このことについて、宮島司『会社法・第二版』（弘文堂、令和五年）二九頁は、金額払込主義を採用する合同会社では、会社成立後の履行遅滞責任以外に社員の直接責任の生ずる余地がないところ、合資会社の社員の直接責任と「同様に解してよいか、また同一の規定の中で取り扱うべきかは疑問」とされる。

(3) 相澤哲Ⅱ郡谷大輔「持分会社」（平成一七年）相澤編著『立案担当者による新・会社法の解説』（商事法務、平成一八年）一五八頁。

(4) 条名は「第五八〇条」のように、項番号は①②……と表記する。

(5) 小澤優一「持分会社の社員の責任」江頭憲治郎Ⅱ門口正人編『会社法大系第一巻』（青林書院、平成二〇年）三三九頁、神田秀樹編『会社法コンメンタール一四』（商事法務、平成二六年）七七頁（今泉邦子）。

- (6) 小澤・前掲注(5)三三九頁。
- (7) 小澤・前掲注(5)三四〇頁、神田編・前掲注(5)七九頁〔今泉〕。
- (8) 小澤・前掲注(5)三四〇頁、神田編・前掲注(5)七五頁〔今泉〕。
- (9) 合同会社でも、出資履行が無効・取り消された場合には、直接責任を負う(六戸善一「持分会社」ジュリスト一二九五号〔平成一七年〕一一二頁注六、山本爲三郎「有限会社・持分会社」川村正幸Ⅱ布井千博編『新しい会社法制度の理論と実務・別冊金融・商事判例』〔経済法令研究会、平成一八年〕二〇一頁)。
- (10) 大賀祥充『新会社法のエッセンス』(法律文化社、平成一七年)一九頁(ただし、八頁では直接有限責任ともされる)、山本・前掲注(9)二〇一頁、小澤・前掲注(5)三四二頁、松嶋英機Ⅱ濱田芳貴「合同会社」江頭憲治郎Ⅱ門口正人編『会社法大系第一巻』(青林書院、平成二〇年)四一四頁、岡伸浩『会社法・第二版』(弘文堂、令和五年)一〇一〇頁、青竹正一『新会社法・第六版』(信山社、令和六年)七九一頁など。また、田中亘『会社法・第五版』(東京大学出版会、令和七年)八〇三頁は、「合同会社では、会社法の規定を守っている限り、社員は会社債権者に対して直接に580条1項による弁済責任を負うことはない」として、「間接有限責任」と、弥永真生『リーガルマインド会社法・第一五版』(有斐閣、令和三年)四七五頁注三は、「実質的には間接有限責任を負うのと同じこと」と説明される。前掲注(1)も参照。
- (11) 大隅健一郎Ⅱ今井宏『会社法論上巻・第三版』(有斐閣、平成三年)一四〇頁。
- (12) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(1)』(有斐閣、昭和六〇年)六一〇頁〔江頭憲治郎〕。
- (13) 上柳ほか編・前掲注(12)六三九頁〔江頭〕。
- (14) 上柳ほか編・前掲注(12)六四〇頁〔江頭〕。
- (15) 大森忠夫Ⅱ矢沢惇『注釈会社法(1)』(有斐閣、昭和四六年)五七八頁〔長谷川雄一〕。
- (16) 小澤・前掲注(5)三三八頁。
- (17) 大隅Ⅱ今井・前掲注(11)二三頁。
- (18) なお、持分会社で、会社債務について社員が責任を負うことについては、形式的には会社の法人性(会社法三条)に対する例外であるが、実質的にはその組合性が発現したものと説明するもの(鈴木竹雄『新版会社法・全訂第

五版）〔弘文堂、平成六年〕三四六頁）や、特別の法定責任であって、社員の責任は会社の責任と従属的關係で併存すると説明するもの（米津昭子「判批」会社判例百選・新版・別冊ジュリスト二九号〔昭和四五年〕二四九頁）がある。

(19) 西本辰之助「有限責任社員の間接責任」（大正八年）『私法学の諸問題』（慶應通信、昭和四二年）三二六三頁以下。間接責任説は、会社とは別人である社員が会社債務について直接責任を負うことは特別な規定なしにはできないこと、合資会社で有限責任社員に直接責任を認めることは会社債権者間の不公平を来すおそれがあることなどを論拠とする。他方、直接責任説は、合資会社で既に無限責任社員が直接責任を負うことからすれば、共に会社を構成する有限責任社員も同様に直接責任を負うことはむしろ当然であること、明文を欠くことについては、性質の許す限り改正前商法一四七条（これに相当する当時の規定）によって、合名会社の規律が準用されると解しうることなどを論拠としていた。

(20) 上柳ほか編・前掲注(12)六三九頁〔江頭〕。

(21) 杉田貴洋「判批」法学研究九八卷一一号（令和七年）一三五頁。